

船体監視システム規則に関する事項

改正規則

船体監視システム規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

2002 年に制定した船体監視システム規則は、適切な性能をもった船体監視システムを搭載し運用できるようにすることを目的に、当時の研究で得られた経験を踏まえた技術要件が規定されている。

その後、本会は、船体構造モニタリングに関する最新技術の動向や業界のニーズを踏まえ、船体構造の安全性向上に資する機能を実現するための技術要件を取りまとめ、船体構造モニタリングに関するガイドラインとして 2021 年 6 月に発行した。

このため、新規の適用は当該ガイドラインによることとし、船体監視システム規則については新規の適用は行わないよう関連規定を改める。

改正内容

船体監視システム規則について、2022 年 7 月 1 日より前までに同規則に基づき登録を受けた設備にのみ適用するよう改める。

「船体監視システム規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.2 を次のように改める。(日本籍船舶用)

1.2 適用

本規則は、登録規則 2 章の船級登録を受ける船舶又は受けた船舶に設備する船体監視システムであって、2022 年 7 月 1 日より前までに登録規則 3 章に基づき符号を付して登録を受け~~る~~たものに適用する。

1.2 を次のように改める。(外国籍船舶用)

1.2 適用

本規則は、日本海事協会（以下、「本会」という。）の~~船級登録を受ける又は船級登録を受けた船舶~~であって、2022 年 7 月 1 日より前までに登録規則 3 章に基づき登録を受け~~る~~た船舶の船体監視システムに適用する。